ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）など、国税規則別紙第９号「その３」､「その３の２」又は「その３の３」を提出できない場合は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

ク　企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し

ケ　企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値等認定書の写し

コ　その他申請書提出要領に記載のある書類

②　測量・建設コンサルタント等業務に係る申請

ア　一般競争入札（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）

イ　測量等実績調書

ウ　技術者経歴書

エ　営業所一覧表

オ　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え､(その３)又は(その３の２)、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え､(その３）又は（その３の３））

ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書を、法人である場合は法人税の申告に関する申出書を、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）など、国税規則別紙第９号「その３」､「その３の２」又は「その３の３」を提出できない場合は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

カ　登録証明書等の写し

キ　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はその写し

ク　申請者が法人である場合においては、５⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人である場合においては、５⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書

ケ　その他申請書提出要領に記載のある書類

⑷　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

②　申請書及び添付書類中の金額について、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。

４　競争に参加することができない者

【建設工事】

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者。

⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者。

⑷　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。

⑸　建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。

⑹　経常建設共同企業体で、その構成員に⑴から⑸までに該当する者を含む者。

【測量・建設コンサルタント等業務】

⑴　予決令第70条に該当する者。

⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者。

⑷　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。

⑸　営業に関し法律上必要な資格を有しない者。

５　競争参加者の資格及びその審査

⑴　審査基準日　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日をいう。

⑵　競争参加資格を得ようとする者の資格審査は、業種区分ごとに総合審査数値の算定をもって行う。

６　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

７　競争参加資格の有効期間

資格決定の日から令和11年３月31日までとする。

８　その他

⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社。

②　親会社がその営業の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社。

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社。

④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者。

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社。

別記　郵送による提出先

⑴　内閣本府

受付窓口　内閣府大臣官房会計課決算第一係

所 在 地　〒100―8914 東京都千代田区永田町１―６―１

電　　話　03―5253―2111（代表）